

令和3年1月9日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部
(043-223-2630)
千葉県商工労働部経済政策課
043-223-2709

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金の 支給対象の変更について

令和3年1月7日付けで報道発表いたしました「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について」の中で、1月12日から2月7日までの営業時間の短縮要請に対する協力金の支給対象について、「原則として、全期間御協力いただいた中小企業等の方」としておりましたが、「原則として、全期間御協力いただいた事業者の方」と変更することとしましたので、お知らせします。

1. 変更の箇所・内容

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について」のうち、「事業者の皆様へ」の中の、「県内全域の「飲食店」・「遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様への協力金に関する記載について、以下のとおり変更します。

変更前：原則として、全期間御協力いただいた中小企業等の方には協力金を支給します。

変更後：原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。

2. 本協力金申請についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】0570-003894

【受付時間】9時から18時まで（土・日・祝含む）

※ 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。